

第21回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和3年8月10日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前10時05分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第21回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。第21回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第21回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、2番議席森田久生委員と、13番議席二宮義隆委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。</p>
<p>(日程第2) 議長 (日程第3) (日程第4)</p>	<p>それでは、日程第2 報告第42号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第3 報告第43号「農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)」、日程第4 報告第44号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>日程第2 報告第42号</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について</p> <p>次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和3年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では、内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の4法人は、問題もなく要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>日程第3 報告第43号</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和3年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地の賃貸借契約の解除については、原則、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、2件、3筆、面積2,788㎡であることを報告します。</p> <p>日程第4 報告第44号</p> <p>農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する。令和3年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には、農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地</p>
-----	---

	<p>化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については、「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は、1件、1筆、26㎡です。目的は進入路の拡幅です。すでに道路として利用されていたので、始末書が提出されており、受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p> <p>以上、報告案件3件をまとめて報告いたしました。</p>
議長	<p>報告事項について質問等ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。質問がなければ次へ進みます。</p>
(日程第5) 議長	<p>続きまして、日程第5 議案第115号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を議題といたします。</p>
事務局	<p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>日程第5 議案第115号 農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について</p> <p>次のとおり、いなべ市長が農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により、いなべ市農業振興地域整備計画を変更しようとするので、同法施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求める。令和3年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p>
	<p>令和3年7月20日付で、いなべ市長から「いなべ市農業振興地域整備計画」の一部を変更しようとするため、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会会長に対して意見を求めてきております。市は、農業上の利用を図る優良農地を農用地区域として、農業振興地域整備計画で定めています。このため、農用地区域内の農地は原則転用が認められません。農地転用するためには、農地法に基づく農地転用許可に先立ち、農用地区域からの除外が必要となります。その除外にあたっては、農業委員会の意見を聴いて、市が決定することとなっております。なお、土地の転用行為は、この手続だけで可能となるわけではなく、この除外手続の後、改めて農地法第4条又は5条による転用申請を行う必要があります。</p>

	<p>今回の変更事項は農用地除外の申し出による変更2件、9筆、16,666㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p>1番案件は、北勢町阿下喜地内の田です。面積12,599㎡の除外申出です。</p> <p>四日市市の[]が、北勢町阿下喜の[]が所有する田を、店舗にするためです。除外後の農地区分は、西岡歯科医院と防災拠点施設が500m以内にあるため、第3種農地です。</p> <p>2番案件は、北勢町阿下喜地内の田です。面積4,067㎡の除外申出です。</p> <p>福岡県福岡市の[]が、北勢町阿下喜の[]が所有する田を、店舗にするためです。除外後の農地区分は、西岡歯科医院と防災拠点施設が500m以内にあるため、第3種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。農業振興地域整備計画の変更については、年2回の審議になります。</p> <p>この案件につきましては、8月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第115号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件について何か質問はありますか。</p> <p>特にないようですので、議案第115号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を採決いたします。</p> <p>本計画変更について、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本計画変更について本委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>

(日程第7)	議長	<p>続きまして、日程第7 議案第117号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第7 議案第117号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和3年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、5件、8筆、面積4,896㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <12番案件>の申請地は、大安町片樋地内の農用地の田と畑です。 譲受人である大安町片樋の■■■■が、大安町石樽北山の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、1,324㎡を売買により譲り受ける申請です。 <13番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の農用地の田です。 譲受人である員弁町北金井の■■■■が、員弁町北金井の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、527㎡を贈与により譲り受ける申請です。 <14番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。 譲受人である大安町石樽南の■■■■が、愛知県豊田市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、809㎡を贈与により譲り受ける申請です。 <15番案件>の申請地は、員弁町宇野地内の畑です。 譲受人で員弁町宇野の■■■■が、員弁町宇野の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、198㎡を売買により譲り受ける申請です。 <16番案件>の申請地は、員弁町畑新田地内の農用地の田、畑です。 譲受人である員弁町畑新田の■■■■が、愛知県半田市の■■■■が所有する議案書に記載の3筆、2,038㎡を売買により譲り受ける申請です。</p>

	<p>以上5件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p>
(日程第8)	<p>特に無いようですので、議案第117号を採決いたします。 議案第117号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p>
議長	<p>続きまして、日程8 議案第118号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事処分)」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第8 議案第118号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事処分) 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和3年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、2件、3筆、面積921㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <4番案件>の申請地は、大安町片樋地内の畑です。農地区分は、第2種農地です。議案第120号農地法第5条使用貸借権設定案件である11番と同時申請であるため、合わせて説明いたします。</p> <p>所有者である桑名市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、393㎡を、桑名市の■■■■と共同で個人住宅へ転用したい旨の計画です。■■■■が4条で宅地へ転用して、■■■■と住宅を共同で建築するために5条で使用貸借するという共同申請で</p>

	<p>す。土地造成は整地し、周囲にコンクリートブロックを積み、土砂の流出を防ぎます。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は集水桝を通じて道路側溝へ放流します。</p> <p><5番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は、第2種農地です。</p> <p>申請人である大安町石樽南の[]が所有する議案書に記載の2筆、528㎡を駐車場へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地後、砂利舗装を行います。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は浄化槽を設置して道路側溝へ放流します。雨水は自然浸透です。</p> <p>農地法第4条2件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましても、8月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第118号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
委員	<p>4条8番と5条使用貸借11番ですが、面積が500㎡を超えていますが、どういことでしょうか。</p>
事務局	<p>399㎡1筆を同時申請ですので、4条と5条で1筆の申請です。</p>
議長	<p>他はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第118号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事処分)」を採決します。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p>

石樽北の[]が所有する議案書に記載の2筆、649㎡の面積を、農家住宅用地へ転用したい旨の計画です。500㎡を超えておりますが、農家住宅ですので、1,000㎡までは建築可能です。整備計画として、土地造成は道路高まで盛土をします。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水は既設の道路側溝へ放流します。

<20番案件>の申請地は、北勢町東村地内の畑です。農地区分は、伊勢治田駅が300m以内にあるため、第3種農地です。

転用計画としては、譲受人である北勢町垣内の[]が、員弁町畑新田の[]が所有する議案書に記載の1筆、198㎡の面積を、隣接宅地336.86㎡と併せて534.86㎡を宅地へ転用したい旨の計画です。整備計画として、土地造成は整地をし、既存のコンクリートブロックにて土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水は浸透枡を設置し、自然浸透とします。

<21番案件>の申請地は、大安町丹生川久下地内の畑です。農地区分は、丹生川駅が300m以内にあるため、第3種農地です。

転用計画としては、譲受人である大安町丹生川中の[]が、大安町丹生川久下の[]が所有する議案書に記載の1筆、125㎡の面積を、隣接地2筆、373㎡と併せて498㎡を宅地へ転用したい旨の計画です。隣接地の土地もすべて合わせて建蔽率は22%以上必要になります。整備計画として、土地造成は整地をし、既存のコンクリートブロックで土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水は浸透枡を設置し、自然浸透とします。

続きまして、日程第10 議案第120号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和3年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、4件、5筆、面積1,172㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<10番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、麻生田駅が300m以内にあるため、第3種農地です。

転用計画としては、使用借人である四日市市の[]が、北

	<p>勢町麻生田の[]が所有する議案書に記載の1筆、261㎡の面積を、個人住宅へ転用したい旨の計画です。整備計画として、土地造成は整地をします。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水は自然浸透です。</p> <p><11番案件>の申請地は、大安町片樋地内の畑で、先ほど議案第118号農地法第4条申請4番案件との同時申請ですので、説明は省略させていただきます。</p> <p><12番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>転用計画としては、使用借人である東員町の[]が、大安町石樽南の[]が所有する議案書に記載の2筆、214㎡の面積を、個人住宅へ転用したい旨の計画です。整備計画として、土地造成は整地をします。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水は隣接水路へ放流します。</p> <p><13番案件>の申請地は、北勢町東村地内の畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>転用計画としては、使用借人である北勢町東村の[]が、北勢町別名の[]が所有する議案書に記載の1筆、304㎡の面積を、個人住宅へ転用したい旨の計画です。整備計画として、土地造成は整地を行うが、開発行為を伴う盛土、切土は行いません。周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は浄化槽を設置します。雨水は南側の道路側溝へ放流します。</p> <p>以上議案第119号の第5条所有権4件、議案第120号の第5条使用貸借権4件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、8月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査委員 議案第119号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」4件、及び議案第120号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」4件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでし</p>
--	--

	<p>たので報告します。</p> <p>議長 ありがとうございます。このことについて、何か質問はありますか。</p> <p> 特に無いようですので、議案第119号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p> 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p> 全委員挙手です。</p> <p> よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p> 続いて、議案第120号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p> 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p> 全委員挙手です。</p> <p> よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>(日程第11) 議長 続きまして、日程第11 議案第121号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p> 事務局の説明を求めます。</p> <p> 事務局 日程第11 議案第121号 非農地証明願承認について</p> <p> 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和3年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p> 今回の申請は12件、27筆、9,084㎡です。</p> <p> <議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p> <22番案件>の申請地は、北勢町南中津原地内の台帳地目、田です。</p> <p> 願い出者は、名古屋市の■■■■で、平成13年以前から山林に転用し、現在に至っております。</p>
--	---

<23番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の台帳地目、畑です。

願い出者は、愛知県豊田市の■■■■で、昭和30年頃から宅地に転用し、現在に至っております。

<24番案件>の申請地は、員弁町大泉地内の台帳地目、田と畑の2筆です。

願い出者は、員弁町大泉の■■■■で、昭和63年から宅地に転用し、現在に至っております。

<25番案件>の申請地は、員弁町大泉地内の台帳地目、畑の2筆です。

願い出者は、員弁町大泉の■■■■で、昭和40年頃から宅地となり、現在に至っております。

<26番案件>の申請地は、大安町石樽下の台帳地目、畑の2筆です。

願い出者は、弥富市の■■■■で、平成2年頃から山林に転用し、現在に至っております。

<27番案件>の申請地は、北勢町瀬木の台帳地目、田です。

願い出者は、員弁町西方の■■■■で、平成6年から駐車場の法面保護地に転用し、現在に至っております。

<28番案件>の申請地は、員弁町西方の台帳地目、田の2筆です。

願い出者は、員弁町西方の■■■■で、平成6年以前から宅地に転用し、現在に至っております。

<29番案件>の申請地は、大安町鍋坂の台帳地目、田の1筆です。

願い出者は、大安町鍋坂の■■■■で、昭和60年頃から道路法面に転用し、現在に至っております。

<30番案件>の申請地は、大安町鍋坂の台帳地目、田です。

願い出者は、大安町鍋坂の■■■■で、昭和60年頃から山林に転用し、現在に至っております。

<31番、32番案件>の申請地は、関連しておりますので合わせて説明します。申請地は、大安町宇賀の台帳地目、畑の10筆です。

願い出者は、大安町宇賀の■■■■で、昭和50年頃から養鶏場に転用し、現在に至っております。

<33番案件>の申請地は、大安町石樽南の台帳地目、田と畑の4筆です。

		<p>願い出者は、菰野町の [] で、平成4年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上12件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 非農地証明につきまして、何か質問はありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第121号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については以上です。</p>
5 その他	議長	<p>その他でございますが、委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
6 閉会の宣言 【午前10時05分閉会】	議長	<p>今回は、9月3日午前9時から現地調査です。13番二宮義隆委員と14番山田陽一委員は出席をお願いします。9月10日(金)に委員会となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>これをもちまして、第21回農業委員会を終了します。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____